

# 災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の 供給等に関する相互協定書

石狩市（以下「甲」という。）及びコアレックス道栄株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定書を次のとおり締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害時又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害（緊急対策事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲及び乙が相互に協力して、災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する事項について定めるものとする。

## （協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において応急生活物資を必要とするときは、乙の保有商品の供給について乙に協力を要請することができる。

2 甲の乙に対する要請手続は、実施細則で定める様式の文書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話等の手段により要請し、事後、実施細則で定める文書を提出することができる。

## （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、一般消費者への商品供給や被災店舗等の復旧に関する業務などに支障を来さない範囲で、保有商品の供給に関する協力について積極的に努めるものとする。

## （応急生活物資の運搬）

第4条 応急生活物資の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙の協議の上、応急生活物資の運搬を乙に行わせることができる。

## （費用の負担）

第5条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価及び前条第2項の規定により乙が行った運搬に要した費用は、甲の負担とする。

2 甲が負担する費用は、災害発生時直前の乙の店頭における小売価格等を参考とした適正価格によるものとし、甲乙協議の上定める。

(費用の請求)

第6条 前条に規定する費用の請求は、乙が商品の供給及び運搬を終了した後、実施細則で定める手続に従い行うものとする。

2 甲は、前項の手続に従って行われた請求に基づき、甲の規定により速やかに乙に支払を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第7条 甲は、災害時等において、市民に対し応急生活物資の配付場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時等において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況、物資の緊急輸送路の状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時等において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対する迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

(生活物資の安定供給)

第8条 乙は、災害時等にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲は、それに積極的に協力をするものとする。

(法令の遵守)

第9条 この協定の施行に当たっては、関係法令の規定を遵守するものとする。

(協定の円滑化)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平時から次の事項を行うものとする。

(1) 甲及び乙は、定期的な協議及び情報交換を行うものとする。

(2) 甲及び乙は、災害時の連絡体制、連絡方法、連絡手段等に係る点検及び改善に努めるものとする。

(3) 甲は、防災関係資料を修正の都度、乙に通知するものとする。

(4) 甲は、必要があれば甲の主催する防災訓練に乙の参加を要請するものとし、乙はこれへの積極的な参加に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(雑則)

第 12 条 この協定の実施に必要となる細部手続は、双方協議して実施細則に定めるものとする。

(適用)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 カ月前までに甲乙いずれからも書面による更新拒絶の申し出がないときは、さらに 1 年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各 1 通を保有する。

令和 3 年 12 月 1 日

甲 北海道石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2

石狩市長 加藤 龍 幸

乙 北海道虻田郡倶知安町字比羅夫 283

コアレックス道栄株式会社

代表取締役社長 小 林 昌 志